平成18年度地下水の水質常時監視における

汚染井戸の周辺調査結果について（第２報）

　平成18年度の地下水の水質常時監視でシス-1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超えた1箇所の井戸（平成18年12月6日公表済み）について、周辺井戸2本で環境基準を超えた（平成19年1月17日公表済み）ことから、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認のため、さらに範囲を広げて、周辺の事業場の有害物質使用状況調査と周辺井戸の水質調査を行い、その結果を下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

記

1 調査日

平成19年1月22日

2 測定項目

シス-1,2-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンの生成の元になる物質（テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン）

3 調査結果

新たな周辺井戸2本について水質調査行った結果、全て環境基準に適合していました。

また、周辺の事業場において、テトラクロロエチレン等の過去も含めた使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：mg/L

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 調　査　区　分 | | 周　辺　井　戸 | | 環境基準 |
| 調　査　地　点 | | 北区  清水五丁目 | 北区  清水二丁目 |
| 当該井戸からの距離 | | 北西300m | 南西550m |
| 用　　　　　途 | | 工業用 | 工業用 |
| ストレーナーの位置 | | 不明 | 33m |
| 調　　査　　日 | | 1/22 | 1/22 |
| 調査項目 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.002 | 0.005 | 0.04 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.0012 | 0.0066 | 0.01 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | <0.0006 | <0.0006 | 0.006以下 |
| トリクロロエチレン | 0.002 | 0.013 | 0.03 以下 |

前回までの調査結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査区分 | | 当該井戸 | | 周辺井戸 | | | 環境基準 |
| 調査地点 | | 北区水切町 | | 北区  清水五丁目 | 北区  中杉町 | 北区  生駒町 |
| 当該井戸からの距離 | | 当該井戸 | | 西250m | 南150m | 東400m |
| 用　　途 | | 工業用 | | 生活用 | 生活用 | 工業用 |
| ストレーナーの位置 | | 不明 | | 不明 | 不明 | 不明 |
| 調査日 | | 10/6 | 12/14 | 12/12 | 12/12 | 12/12 |
| 調査項目 | ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | **0.15**  (3.8) | **0.075**  (1.9) | **0.042**  (1.1) | **0.055**  (1.4) | 0.033 | 0.04 以下 |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 0.0026 | 0.0029 | 0.0050 | 0.0063 | 0.0029 | 0.01 以下 |
| 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | 0.006以下 |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 0.004 | 0.006 | 0.016 | 0.026 | 0.007 | 0.03 以下 |

※**太字**は、環境基準を超過していることを示しています。

※（　）内は、環境基準に対する倍率です。

4 今後の対応

環境基準を超えた井戸については今後も定期的な監視を行います。

なお、環境基準を超えた井戸の所有者に対して結果を連絡し、再度飲用に使用しないよう指導しました。

＜参考＞

環境基準を超過した物質の毒性について

**・シス-1,2-ジクロロエチレン**

急性毒性：　高濃度の1,2-ジクロロエチレン類は、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有する。

慢性毒性：　肝機能障害

発がん性：　情報はない。

出典「改訂3版水道水質基準ガイドブック」